新型コロナウイルスに感染した親の子どもの居場所を提供します

新型コロナウイルスに両親(ひとり親の場合はその親)が感染し、入院又は宿泊施設での 療養が必要な場合、同居する子どもの居場所の確保が課題となっています。

原則的には、保健所が児童相談所や病院と協議して子どもの保護先を確保しますが、現状は濃厚接触者である子どもの受入先が確保できないために、感染した親が自宅で子どもと 一緒に過ごしながら療養せざるを得ない状況が発生しています。

子どもを新型コロナウイルスの感染から守るとともに、親が安心して治療に専念できるよう、区は、宿泊施設の客室を借上げ、**専門の保育事業者が 24 時間常駐する体制を整備**しました。

事業の概要

事業開始時期

令和2年4月30日(木曜)

対象

次のいずれも満たす者

- 1. 親が新型コロナウイルスに感染し入院又は宿泊施設での療養が必要な 18 歳未満の子どもで、 PCR 検査の結果が陰性であること。
- 2. 児童相談所による保護、病院での入院等他に居場所の確保が困難であること。

提供場所

区内宿泊施設

客室を最大20室借上げ、みなと保健所と連携しながら受入れを行います。

提供内容

低年齢の子どもを受け入れた場合に必要な保育や見守りを実施するほか、宿泊施設内において、食事を提供します。

お問い合わせ

所属課室:子ども家庭支援部子ども家庭課子ども・子育て支援係

電話番号:03-3578-2680

ファックス番号: 03-3578-2384